

8 短期入所生活介護

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費 (I) (※介護・看護職員の配置 3 : 1)

要支援	〇〇〇点
要介護 1	〇〇〇点
要介護 2	〇〇〇点
要介護 3	〇〇〇点
要介護 4	〇〇〇点
要介護 5	〇〇〇点

(2) 単独型短期入所生活介護費 (II) (※介護・看護職員の配置 3.5 : 1)

要支援	〇〇〇点
要介護 1	〇〇〇点
要介護 2	〇〇〇点
要介護 3	〇〇〇点
要介護 4	〇〇〇点
要介護 5	〇〇〇点

(3) 単独型短期入所生活介護費 (III) (※介護・看護職員の配置 4.1 : 1)

要支援	〇〇〇点
要介護 1	〇〇〇点
要介護 2	〇〇〇点
要介護 3	〇〇〇点
要介護 4	〇〇〇点
要介護 5	〇〇〇点

ロ 併設型短期入所生活介護費 (※空床利用の場合も含まれる)

(1) 併設型短期入所生活介護費 (I) (※介護・看護職員の配置 3 : 1)

要支援	〇〇〇点
要介護 1	〇〇〇点
要介護 2	〇〇〇点

	要介護 3	〇〇〇点
	要介護 4	〇〇〇点
	要介護 5	〇〇〇点
(2)	併設型短期入所生活介護費 (II) (*介護・看護職員の配置 3.5 : 1)	
	要支援	〇〇〇点
	要介護 1	〇〇〇点
	要介護 2	〇〇〇点
	要介護 3	〇〇〇点
	要介護 4	〇〇〇点
	要介護 5	〇〇〇点
(3)	併設型短期入所生活介護費 (III) (*介護・看護職員の配置 4.1 : 1)	
	要支援	〇〇〇点
	要介護 1	〇〇〇点
	要介護 2	〇〇〇点
	要介護 3	〇〇〇点
	要介護 4	〇〇〇点
	要介護 5	〇〇〇点

注 1 イは、別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たすものとして、都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を除く。）において、指定短期入所生活介護の提供を受けている利用者について、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ)

- ① 単独型短期入所生活介護費 (I) の基準
介護・看護職員の配置 3 : 1 以上
- ② 単独型短期入所生活介護費 (II) の基準
介護・看護職員の配置 3.5 : 1 以上
- ③ 単独型短期入所生活介護費 (III) の基準
介護・看護職員の配置 4.1 : 1 以上

※別に定める勤務条件の基準については、現行の特別養護老人ホームに係る措置制度における職員配置を基本に基準を定める。

2 ロは、別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たすものとして、都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所であって、居宅サービス基準第121条第2項の適用を受けるもの又は同条第4項に規定する併設事業所であるものにおいて、指定短期入所生活介護の提供を受けている利用者について、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ

所定点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ)

- ① 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）の基準
介護・看護職員の配置 3：1 以上
- ② 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）の基準
介護・看護職員の配置 3.5：1 以上
- ③ 併設型短期入所生活介護費（Ⅲ）の基準
介護・看護職員の配置 4.1：1 以上

※別に定める勤務条件の基準については、現行の措置制度における職員配置を基本に基準を定める。

3 機能訓練指導員として理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を、常勤専従で1以上配置し、かつ、利用者数が100人を超える場合には、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合においては、1日につき〇〇点を所定点数に加算する。

4 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所生活介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所生活介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに〇〇点を所定点数に加算する。

9 短期入所療養介護

9-1 介護老人保健施設における短期入所療養介護

イ 老人保健施設型短期入所療養介護費（1日につき）

(1) 老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）（※看護・介護職員 3：1）

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

(2) 老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）（※看護・介護職員 3.6：1）

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点

要介護4 〇〇〇点
要介護5 〇〇〇点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所（居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）たる介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

（別に定める施設基準のイメージ）

- ① 老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）
看護・介護職員の配置が3：1以上であること
 - ② 老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）
看護・介護職員の配置が3.6：1以上であること。
- ※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

- 2 常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条第1項第5号の基準を満たす介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、常勤換算方法で入所者を50で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設にあっては、1日につき〇〇〇点を加算する。
- 3 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに〇〇点を所定点数に加算する。

□ 緊急時施設療養費

（1）緊急時治療管理費 1日につき 〇〇〇点

注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の入所者について1月に1回を限度として算定するものとする。

（2）特定治療費

注 老人医科点数表第1章及び第2章において、法第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別記に掲げるものを除く）を行った場合に、当該診療に係る老人医科点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

9-2 療養型病床群を有する病院における短期入所療養介護

イ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（1日につき）

(1) 病院療養型病床群短期入所療養介護費（I）	(※看護職員6：1、介護職員3：1)
要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点
(2) 病院療養型病床群短期入所療養介護費（II）	(※看護職員6：1、介護職員4：1)
要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点
(3) 病院療養型病床群短期入所療養介護費（III）	(※看護職員6：1、介護職員5：1)
要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点
(4) 病院療養型病床群短期入所療養介護費（IV）	(※看護職員6：1、介護職員6：1)
要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、医療法施行規則（昭

和23厚生省令第50号)第16条、第20条及び第21条の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる療養型病床群を有する病院において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。ただし、基準省令第3条第1項及び第2項を満たさない介護療養型医療施設にあって、以下のイからハの何れかに該当するものとして都道府県知事に届け出たものにあつては、以下に定める区分に従つて1日につき、それぞれ所定点数を減じて算定する。

- イ 基準省令附則第10条に該当する場合(口及びハに該当する場合を除く)(※廊下幅のみ基準を満たしていない場合) ○○○点
- 口 基準省令附則第8条、第9条又は第11条の何れかに該当する場合(※4床超/1病室、6.0m²/1人、機能訓練室が40m²以下の場合) ○○○点
- ハ 基準省令附則第7条に該当する場合(※食堂、浴室がない場合) ○○○点

(別に定める施設基準のイメージ)

- ① 病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅰ)
療養型病床群に係る看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が3:1以上であること。
 - ② 病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅱ)
療養型病床群に係る看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が4:1以上であること。
 - ③ 病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅲ)
療養型病床群に係る看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が5:1以上であること。
 - ④ 病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅳ)
療養型病床群に係る看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が6:1以上であること。
- ※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

- 2 医師の配置について、医療法施行規則附則第49条に定める経過措置が適用されている施設として都道府県知事に届け出た施設にあっては1日につき○○点を減じて算定する。
- 3 別に厚生大臣が定める夜勤を行う看護婦等の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た場合において、当該基準の区分に従い算定する。

(勤務条件に関する基準のイメージ)

- ① 基準型(そのままの点数を算定する場合)
 - イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が30:1以上

(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)

□ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下

(ハ 労働時間が適切なものであること。(すべてに共通))

②加算型

1) イ 看護婦及び准看護婦の数が15:1以上(最低2人)

□ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下

2) イ 看護婦及び准看護婦の数が20:1以上(最低2人)

□ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下

3) イ 看護婦及び准看護婦の数が30:1以上(最低2人)

□ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下

4) イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が20:1以上(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)

□ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下

③減算型

①に満たない場合

4 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに○点を所定点数に加算する。

5 病院療養型病床群短期入所療養介護費(1)は、介護療養施設サービスを提供する病棟であって、平成12年3月31日において6ヶ月間以上、老人医科点数表第1章に掲げる療養1群入院医療管理料(IV)、療養2群入院医療管理料(1)又は老人病棟入院医療管理料(1)が算定されていた病棟又は療養1群入院医療管理料(IV)、療養2群入院医療管理料(1)が算定されている病棟のみにおいて、平成○年○月○日までの間に限り算定するものとする。

□ 特定診療費

注 介護療養型医療施設の患者に対し、リハビリテーション、処置等のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定める処置等を行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(別に定める告示のイメージ)

- ・「指導管理等」(薬剤指導管理料、入院栄養食事指導料、重症皮膚管理加算)
- ・「リハビリテーション」(理学療法、作業療法等のうち、複雑なものを除く。)
- ・「精神科専門療法」(入院精神療法)
- ・「画像診断」(X線単純撮影)
- ・「処置」(高位浣腸、介達牽引等の実施頻度が一定以上あるもので、人工透析等の複雑な処置でないもの。)
- ・手術(創傷処理、皮膚切開術等のベッドサイドで実施可能なもの)

9-3 療養型病床群を有する診療所における短期入所療養介護

イ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費(1日につき)

(1) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅰ)

(※看護職員6:1、介護職員6:1)

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

(2) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅱ)

(※看護・介護職員 3:1)

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、医療法施行規則第16条の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる療養型病床群を有する診療所において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。ただし、これらの基準を満たさない診療所であって、以下のイ又は口の何れかに該当するものとして都道府県知事に届け出たものにあつては、以下に定める区分に従って1日につき、それぞれ所定点数を減じて算定する。

イ 医療法施行規則の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年省令」という。)第2条又は第3条の何れかの

適用を受ける場合（口に該当する場合を除く）

（※4床超/1病室、6.0m²/1人）

〇〇〇点

□ 平成10年省令附則第6条の適用を受ける場合

（※浴室、食堂がない場合）

〇〇〇点

（別に定める施設基準のイメージ）

① 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）

療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。

② 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）

療養型病床群に係る看護・介護職員の配置が3：1以上で、かつ、看護・介護職員のうち少なくとも1人は看護職員であること。

※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

2 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに〇〇点を所定点数に加算する。

□ 特定診療費

注 介護療養型医療施設の患者に対し、リハビリテーション、処置等のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定める処置等を行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額を算定する。

（別に定める告示のイメージ）

- ・「指導管理等」（薬剤指導管理料、入院栄養食事指導料、重症皮膚管理加算）
- ・「リハビリテーション」（理学療法、作業療法等のうち、複雑なものを除く。）
- ・「精神科専門療法」（入院精神療法）
- ・「画像診断」（X線単純撮影）
- ・「処置」（高位浣腸、介達牽引等の実施頻度が一定以上あるもので、人工透析等の複雑な処置でないもの。）
- ・手術（創傷処理、皮膚切開術等のベッドサイドで実施可能なもの）

9-4 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

イ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

- (1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (I) (※看護職員6:1、介護職員5:1)
- | | |
|------|------|
| 要支援 | 〇〇〇点 |
| 要介護1 | 〇〇〇点 |
| 要介護2 | 〇〇〇点 |
| 要介護3 | 〇〇〇点 |
| 要介護4 | 〇〇〇点 |
| 要介護5 | 〇〇〇点 |
- (2) 痴呆疾患短期入所療養介護費 (II) (※看護職員6:1、介護職員6:1)
- | | |
|------|------|
| 要支援 | 〇〇〇点 |
| 要介護1 | 〇〇〇点 |
| 要介護2 | 〇〇〇点 |
| 要介護3 | 〇〇〇点 |
| 要介護4 | 〇〇〇点 |
| 要介護5 | 〇〇〇点 |
- (3) 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (III) (※看護職員6:1、介護職員8:1)
- | | |
|------|------|
| 要支援 | 〇〇〇点 |
| 要介護1 | 〇〇〇点 |
| 要介護2 | 〇〇〇点 |
| 要介護3 | 〇〇〇点 |
| 要介護4 | 〇〇〇点 |
| 要介護5 | 〇〇〇点 |

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる老人性痴呆疾患療養病棟(基準省令第3条3項の規定による老人性痴呆疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ)

- ① 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (I)
老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が5:1以上であること。
 - ② 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (II)
老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が6:1以上であること。
 - ③ 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (III)
老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が8:1以上であること。
- ※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

- 2 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに〇〇点を所定点数に加算する。

ロ 特定診療費

注 介護療養型医療施設の患者に対し、精神科専門療法のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額を算定する。

9-5 基準適合診療所における短期入所療養介護

基準適合診療所短期入所療養介護費（1日につき）

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる居宅サービス基準附則第5条第3項により読み替えられる第144条に規定する基準適合診療所において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

- 2 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに〇〇点を所定点数に加算する。

9-6 介護力強化病院における短期入所療養介護

イ 介護力強化型短期入所療養介護費（1日につき）

(1) 介護力強化型短期入所療養介護費（1）（※看護職員6：1、介護職員3：1）

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

(2) 介護力強化型短期入所療養介護費 (II) (※看護職員6:1、介護職員4:1)

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

(3) 介護力強化型短期入所療養介護費 (III) (※看護職員6:1、介護職員5:1)

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

(4) 介護力強化型短期入所療養介護費 (IV) (※看護職員6:1、介護職員6:1)

要支援	〇〇〇点
要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる介護力強化病院（基準省令附則第2条第2項に規定する介護力強化病院をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ)

① 介護力強化型短期入所療養介護費 (I)

介護力強化病棟の看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が3:1以上であること。

② 介護力強化型短期入所療養介護費 (II)

介護力強化病棟の看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が4:1以上であること。

③ 介護力強化型短期入所療養介護費 (III)

介護力強化病棟の看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が5:1以上であること。

④ 介護力強化型短期入所療養介護費 (IV)

介護力強化病棟の看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が6:1以上であること。

- 2 別に厚生大臣が定める夜勤を行う看護婦等の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た場合において、当該基準の区分に従い算定する。

(勤務条件に関する基準のイメージ)

①基準型 (そのままの点数を算定する場合)

- イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が30：1以上
(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)
- ロ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下
- ハ 労働時間が適切なものであること。(すべてに共通)

②加算型

- 1) イ 看護婦及び准看護婦の数が15：1以上(最低2人)
ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下
- 2) イ 看護婦及び准看護婦の数が20：1以上(最低2人)
ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下
- 3) イ 看護婦及び准看護婦の数が30：1以上(最低2人)
ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下
- 4) イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が20：1以上(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)
ロ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下

③減算型

- イ①に満たない場合

- 3 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに〇〇点を所定点数に加算する。

- 4 介護力強化型短期入所療養介護費(1)は、介護療養施設サービスを提供する病棟であって、平成12年3月31日において6ヶ月間以上、老人医科点数表第1章に掲げる老人病棟入院医療管理料(1)が算定されていた病棟又は老人病棟入院医療管理料(1)が算定されている病棟のみにおいて、平成〇年〇月〇日までの間に限り算定するものとする。

□ 特定診療費

注 介護療養型医療施設の患者に対し、リハビリテーション、処置等のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定める処置等を行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(別に定める告示のイメージ)

- ・「指導管理等」(薬剤指導管理料、入院栄養食事指導料、重症皮膚管理加算)
- ・「リハビリテーション」(理学療法、作業療法等のうち、複雑なものを除く。)
- ・「精神科専門療法」(入院精神療法)
- ・「画像診断」(X線単純撮影)
- ・「処置」(高位浣腸、介達牽引等の実施頻度が一定以上あるもので、人工透析等の複雑な処置でないもの。)
- ・手術(創傷処理、皮膚切開術等のベッドサイドで実施可能なもの)

10 痴呆対応型共同生活介護

イ 痴呆対応型共同生活介護費(1日につき)

(※要介護度に応じた報酬上の評価については、要介護2、3を重点的に評価する設定とする。)

要介護1	〇〇〇点
要介護2	〇〇〇点
要介護3	〇〇〇点
要介護4	〇〇〇点
要介護5	〇〇〇点

注 指定痴呆対応型共同生活介護事業所において、指定痴呆対応型共同生活介護の提供を受けている要介護者について、所定点数を算定する。

□ 初期加算

〇〇〇点

注 入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定点数を加算する。

11 特定施設入所者生活介護

特定施設入所者生活介護費

$\left(\begin{array}{l} \text{※要介護者の数：看護・介護職員} \quad 3 : 1 \\ \text{要支援者の数：看護・介護職員} \quad 10 : 1 \end{array} \right)$	要支援	〇〇〇点
	要介護 1	〇〇〇点
	要介護 2	〇〇〇点
	要介護 3	〇〇〇点
	要介護 4	〇〇〇点
	要介護 5	〇〇〇点

注 1 居宅サービス基準第 174 条第 1 項に規定する指定特定施設において、指定特定施設入所者生活介護の提供を受けている要介護者等について、所定点数を算定する。

2 機能訓練指導員として理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を、常勤専従で 1 以上配置し、かつ、利用者数が 100 人を超える場合には、常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置している場合においては、1 日につき〇〇点を所定点数に加算する。

12 福祉用具貸与

福祉用具貸与費（1 月につき）

現に福祉用具貸与に要した費用の額を、当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 点の単価で除して得た点数の 1 点未満の端数を四捨五入した点数とする。

注 1 搬出入に要する費用は、所定点数に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業者が別に厚生大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該事業者の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の運搬（往復分）に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員 1 名の交通費（往復分）を合算したもの）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 点当たり単価で除して得た点数を、個々の用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 100 分の〇〇に相当する額を限度として、加算する。

（厚生大臣の定める地域）

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により

指定された振興山村

四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

五 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する離島

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち、人口密度が稀薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一項第二号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生大臣が別に定めるもの

- 2 指定福祉用具貸与の利用者が、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は算定しない。